

国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る

中央環境審議会諮問案件

1. 宮島沼鳥獣保護区宮島沼特別保護地区（再指定）[41ha]

指定区分：集団渡来地の保護区

位 置：北海道美唄市字大富所在の美唄市所有地

存続期間：令和 4 年 11 月 1 日から令和 24 年 10 月 31 日まで（20 年間）

指定理由：当該区域は、鳥獣保護区と同等の区域である。

当該区域は、美唄市西南部石狩川左岸沿いの河跡湖沼群の一部となる地域に位置している。宮島沼は、見通しの良い浅い沼であり、マガン等のねぐら及び休息地として適した環境が保持されていることから、ガン類を始め淡水性カモ類等の水鳥類、草原性の鳥類等にとって良好な生息地となっている。

毎年、春と秋にはマガン、ヒシクイ、コハクチョウ等の水鳥類が多数飛来し、我が国における重要な渡り鳥の中継地となっている。特に、マガンの渡来数は、我が国における春の渡りの最大規模となるおよそ 8 万羽を超えており、これは東アジアの推定個体数の約 3 割程度ともいわれている。

以上のとおり、当該区域はマガンを始めとする多くの渡り鳥が集中して利用するねぐら及び休息地として重要であることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2. 日出島鳥獣保護区日出島特別保護地区（再指定）[8ha]

指定区分：集団繁殖地の保護区

位 置：岩手県宮古市所在日出島の区域及び周辺岩礁

存続期間：令和 4 年 11 月 1 日から令和 24 年 10 月 31 日まで（20 年間）

指定理由：当該区域は、宮古市の北東約 5 km の場所に位置する日出島の全域で、面積約 8 ha、周囲約 2 km の無人島である。最高標高は 58m で、周囲の大部分は高さ 5 ～ 20m の海食崖に囲まれている。

当該区域は、クロコシジロウミツバメ（環境省レッドリスト絶滅危惧 I A 類、国内希少野生動植物種）の全国的に重要な繁殖地であるほか、オオミズナギドリ、コシジロウミツバメ等の海鳥も集団で繁殖している。クロコシジロウミツバメは太平洋と大西洋の暖海域に分布し、繁殖のために日出島に飛来する海鳥で、国内では日出島を含む三陸沿岸の 3 箇所のみで確認されている。

また、日出島の全域は、自然公園法の規定に基づく三陸復興国立公園特別保護地区に指定されているとともに、文化財保護法の規定に基づき日出島クロコシジ

ロウミツバメ繁殖地として国指定天然記念物に指定されている。

以上のとおり、当該区域は島全域がクロコシジロウミツバメ、オオミズナギドリ等の海鳥の繁殖地として重要であることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

3. 伊豆沼鳥獣保護区伊豆沼特別保護地区（再指定）[903ha]

指定区分：集団渡来地の保護区

位 置：宮城県栗原市及び登米市

存続期間：令和 4 年 11 月 1 日から令和 24 年 10 月 31 日まで（20 年間）

指定理由：当該区域は、宮城県北部の栗原市及び登米市に位置する伊豆沼、内沼の水域及び周辺の水田等の一部である。伊豆沼・内沼は、北上川の支流である迫（はさま）川の沖積平野に位置する大小 2 つの淡水の沼で、1 本の水路で繋がっている。伊豆沼・内沼は冬期凍結せず、周囲に採餌場となる田畑が広がっていることから、多くの水鳥の越冬地となっている。冬期には、マガンやヒシクイ（亜種オオヒシクイ及び亜種ヒシクイ）などのガン類が 10 万羽近く渡来する。ハクチョウ類やカモ類の他、ハクガンやシジュウカラガンなどの希少ガン類にとっての主要な越冬地にもなっており、少数ながらオジロワシも越冬する。

特にマガンは、国内確認個体数の約 9 割が、宮城県北部で越冬しており、当該区域ではその内の約半数が観測され、国内最大級の越冬地の一つとなっている。中でも伊豆沼・内沼の水面域は最大のねぐら環境として重要である。

以上のとおり、当該区域は伊豆沼鳥獣保護区の中でも特に渡り鳥のねぐらとして重要であることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。